

# 野焼きは禁止

野焼き(野外焼却)行為は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、一部の例外を除き**禁止**されています。



- 地焼きや地面に穴を掘っての焼却
- ブロック積み、ドラム缶などによる焼却
- 構造基準に適合していない焼却炉での焼却

などの行為は法律で **禁止** です。

野焼き行為は大量の煙や臭いが発生し、生活環境に支障を与えていることがほとんどです。

- 「草木を燃やして煙たい」
- 「窓が開けられない」
- 「洗濯物に臭いがついて困る」
- 「体調の悪い家族がいるので心配」



など、他者に迷惑を与えている野焼き行為は行政指導の対象となります。

## 違反したときの「罰則」

違反したときは、法律により

**5年以下の懲役**若しくは**1,000万円以下**（法人の場合は3億円以下）の**罰金**に処せられ、又は併科されることがあります。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条、第32条）

野焼き行為を見つけたら・・・

不法投棄・野焼き 110番 0120-536-380

銚田市役所 生活環境課 0291-36-7486